○国土交通省令第九十一号

港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第三項第二号及び第四項、第三十七条の三第三項、第三十七条の五第四項、第三十七条の六第二項（同法第三十七条の七第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条の七第三項、第五十一条の七第五項、第五十一条の十第一項並びに第五十一条の十一第一項第三号及び第二項（これらの規定を同法第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の四の二第一項並びに第五十五条の四の三第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（港湾法施行規則の一部改正）

第一条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三条の三第三項第二号の国土交通省令で定める港湾施設） **第一条の十二**　法第三条の三第三項第二号の国土交通省令で定める港湾施設は、次に掲げるものとする。 一　岸壁、物揚場及び船揚場 二　臨港交通施設（運河を除く。） 三　航行補助施設 四　荷さばき施設 五　旅客施設 六　保管施設 七　船舶役務用施設 八　港湾公害防止施設 九　廃棄物処理施設 十　緑地及び広場 十一　港湾管理施設 十二　移動式施設 十三　船舶のための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の処理の用に供する車両	（新設）
（港湾計画の軽易な変更） **第一条の十三**　法第三条の三第六項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。 一　第十五条の三十第一項から第三項までに掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更	（港湾計画の軽易な変更） **第一条の十二**　法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。 一　第十五条の二十六第一項から第三項までに掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更